

のも事実である。この運動は人類に普遍的な文化事象の現れのひとつであり、しかもそれ自体普遍的な類型なのだろうか。

この小論では、千年王国運動そのものを説明することを試みていないし、定義を下すものでもない。寧ろ、現段階で運動を狭義に限定してしまうことを批判しておきたい。エリアーデもバリッジも研究の方向性の点ではその業績を多としたいが、その解釈が絶対とされるならそれもまた運動の限定となるだろう。特定の文化現象をモデルとして普遍的現象と看做す危険性は既に述べたが、そこには人類に普遍的な文化実体とそのヴァリアントとしての諸現象という観念が前提されている。千年王国運動が今日のように多様な運動に適用されるようになったのなら、その多様性こそ考慮されるべきであり、対象たる運動と観察者・研究者の主観との相互関係が省みられるべきである。「千年王国」や「終末」等の特殊な用語がもつ含意を吟味し、なおかつできるだけ多様な諸運動を検討していく必要があるだろう。

千年王国運動は決して宗教学だけに留まる問題ではない。それでも敢えて、勝れて宗教学の問題として主張しておきたい。何故なら、宗教自体が広範で多様な現象であり、各人のもつ宗教のイメージもまた多様だからである。二つの研究は完全に重なるものではなく、何れかが他方を範とすべきとも唱えるものではないが、此処には問題の所在の同型性がある。それらは同じ問題意識を要求するのである。

日本古代の地域社会についての一視点

堅田 理

はじめに

日本古代の地域社会に関する研究は、マルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』における共同体のアジア的形態に関する記述に大きな影響を受けている。現在、マルクスのアジア論については、ヨーロッパ中心の思想的問題や、立論の根拠とされた素材の資料的限界が指摘されており、その理論の有効性については批判的態度をとるべきだと考える。

現在の日本古代社会についての理論的把握は、右の共同体のアジア的形態に、ポリネシアの民族事例を適用してつくられた歴史概念「在地首長制」を提唱した石母田正の研究を起点としている。

石母田正は、郡司に代表される郡レベルの首長制の秩序と生産関係の存在を主張したが、それ以後吉田晶が村落レベルの生産関係と郡レベルの首長の秩序を、大町健が村落レベルの生産関係のみを重視するなど、石母田説は批判的に継承されている。

現段階で、古代の地域社会における共同体的関係を史料的に抽出しようとするれば、村落祭祀を紐帯とする共同体の存在が唯一のものとも思われるが、その歴史的意義付けを再検討することにより、首長制理論を批判する方向を模索したい。

1 農民経営相互の関係について

古代における農民経営相互の関係を理解するために、農繁期の

労働力編成に関する史料の内容を整理してみる。

第一に、農繁期に田夫とよばれる雇傭労働力を使用することが貧富の差をとわずに行われていたこと。第二に、その報酬としての食事の内容が貧富によって差があり、それが労働力を集める上で大きな意味をもったこと。第三に、以上の農業慣行が、七、九世紀に一貫して認められること。以上の史料の内容は、七、九世紀において、農業経営の主体がそれぞれの個別経営にあり、且つ経営間に階層差が存在することを示している。

2 有勢者による農業経営のありかた

従来、在地首長あるいは村落首長の典型とみなされてきている郡司の経営の内容の特徴について考えたい。

越前国坂井郡の大領品治部君広耳は自己の墾田百町を百姓に賃租させてその経営を維持しているが、その際、広耳は百姓に種稲を出挙によって分与し、一方百姓の借地は広耳の墾田地を荒田起こし・代掻きすることによって決定されていることを確認できる。このことは、有力経営主と農民との間の、出挙を通じての結合・隷属関係、および「耕」す事実によって他の農民との競争関係の中で土地の占有権を実現する農民の不安定なあり方を示している。さて、そこで広耳の墾田の分布に注目すると、それが坂井郡内に広範囲に分散して存在するものであることがわかる。大町健は、村落首長の田地支配は、春の耕地占有が村落祭祀を媒介とした決定・承認を経て決定されるものとするが、上記の耕地占有のあり方と、村落祭祀とは本当に不可分の関係にあるのであろうか。

3 春時祭田条にみえる村落祭祀と農民経営

儀制令集解春時祭田条の古記、および一云の記載による村落祭祀のありかたを整理すると以下の通りである。

- ① 祭の場は村毎にある社で、主宰者は私に置かれた「社首」。
- ② 郷飲酒を行うための費用は民間で準備。
 - ・ 村内の人が他国に往来する時、神に奉る幣
 - ・ 家ごとの経済状態にしたがって取り収めた稲。
 - ・ 出挙による利稲。

③ 右の費用により、預め酒と飲食を準備し、参加者ごとに食を設ける。その場には、村内の男女が悉く集まり、まず国家法が告げられ、その後、年齢順に座席につき子弟らの若者が給仕役になって飲食物を供給する、というものである。

大町健は、右の春時祭田のあり方から、村落首長Ⅱ社首の共同体成員に対する支配は、村落祭祀を媒介とした出挙、さらに労働力徴発が行われたものとしている。以上の論証には、無理があるのでないだろうか。疑問点としては、第一に、村落首長の支配を象徴する儀礼が春時祭田ならば、それは首長の宅で行われてよいのに、なぜ村毎の社であるのか。第二に、村落首長がすべて社首であり、社首がすべて村落首長でなければ論証は成立しないが、それが論証できる可能性は少ないと思われること。第三に、収取関係の基本となる出挙は地縁性にとられない個別経営間の関係であることが特質であるが、そのことと地縁的な「村」との関係が矛盾するのではないか、ということ指摘することができる。

以上の疑問のもとに、儀礼の場が個別経営相互の緊張関係とは無縁な年齢に基づく普遍的な秩序によって構成されていることに注目すれば、この儀礼の意味は、個別経営相互の矛盾を越えた秩

序を確保することにあつたのではないかと考えられる。その現実的な契機としては、農耕には欠かせない水利灌漑にける個別経営相互の地縁的關係を、一年を単位に確認する必要性に求めたい。

おわりに

以上の検討から、古代の地域社会には二つの関係を見出すことができると思われる。

一つは、村落祭祀に見える共同体的關係で、それは個別経営間の利害矛盾を前提としつつも、水利などの現実的契機により結ばれたものと想定される。且つその關係は農繁期における相互扶助的機能を果たすようなものではなかつた。

もう一つは、有力経営主による経営にみられるような、出挙と賃租を基本とする關係であり、地縁性にとられない個別経営間の關係としてあらわれるものである。

従来の首長制の議論は、右の二つの關係を区別することなく、前者を後者の關係の中に吸収させ、それをアジア的共同体もしくはその二次的形態として捉らえてきたものであるといえる。私はこの二つの關係を区別してとらえ、両者の關係の基礎をなす個別経営の具体的存在形態のあり方に基本的視点を据え、新たな共同体論を作り上げていく必要があると考える。従来の首長制論における首長共同体成員という二項対立の關係では、古代社会における中間層の存在に正当な評価を与えることができず、またなぜ首長制論者がいうような首長的な存在が社会の中から生まれできたのかを考える上で多くの可能性が抹殺され、固定的な社会認識をもたらずことに繋がるのではないかと考えるからである。

『釋門自鏡録』の撰者について

西山 進

『釋門自鏡録』とは、『大正新脩大藏經』第51卷、『新纂大日本続藏經』第87卷に収録される仏書であるが、本書には、問題が多い。まず第一に、版本の系統に関する問題がある。前出二種の現行本は、ともに江戸・安永六年(一七七七)に真宗本願寺派の僧・玄智景耀が京都で刊行した調点本(以下、玄智本)を底本(大正藏は、大谷大学図書館藏本)としている。しかし、より古い元和七年(一六二二)の刊記を持つ木活字本(以下、元和本)が現存している。そこで、両者を比較した結果、玄智本は元和本を底本としたことが推測できる。しかし、元和本の基づいた刊本は明らかでない。但し、元和本と同種の刊記を持つ仏書の存在から、寛永一四年(一六三七)の活字版一切經の刊行に先立って、天海一門が刊行したものではないかと思われる。また著録からすると、高麗・宣宗七年(二〇九〇)義天撰の『新編諸宗教藏總録』(以下、義天録)卷二に「釋門自鏡録三卷 懷信述」と見え南宋末の『佛祖統紀』や元代の『釋氏稽古略』らの仏教史書に引用される自鏡録の文章とも内容が一致する。よって、現行本は宋元時代の系統を引いていることが分かり、明らかでない誤写を除けば信賴するに足るテキストであると考えられる。(付図参照)

第二に、撰者と成立時期にも問題がある。「自序」には「藍谷沙門 懷信述」とある。しかも、「宋高僧傳」卷一九に「唐揚州西靈塔寺懷信」という僧の伝が見えることと、その伝中に会昌三